

一般社団法人 山形県臨床検査技師会旅費規程

第1条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「山臨技」という）の会務のために行動する時に支給する旅費について規程することを目的とする。

2 この規程の適用を受けるものは、山臨技の役員のほか、各種委員会役員及び会長が認めた者とする。ただし、他団体及び勤務先で旅費が支給される場合はその対象とならない。

第2条 旅費は交通費（交通費+宿泊料含）、日当、宿泊料および食卓料の4種とする。

第3条 宿泊料は10,000円以内の実費とし、明細書を添えて請求するものとする。

第4条 日当は県内を除き1日1,000円とする。

第5条 交通費は、勤務地もしくは自宅からの最も経済的な公認交通機関を利用した通常の経路および方法により計算するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由で通常経路により行動できなかった場合は、その経過した経路による。

2 目的地が県外にある場合は特別急行料金および座席指定料金を加算することができる。

3 寝台利用の場合はB寝台とする。

4 航空機を利用した場合は航空料金明細書を添えて実費請求するものとする。

5 自家用車による旅費は、原則的には認められないが、県内での会務に出席のため利用した場合の旅費の計算方法は次のとおりとする。

主要幹線での距離数（km）×2（往復）×20円（燃料費）とし、500円を最低料金とする。なお、道路が新設され距離に変更が生じたり、燃料費が変動した場合は見直しを行う。

高速道路を利用する場合は、高速入口から目的地までの最小区間とし、その区間の高速道路利用料金明細書をもって請求することとする。

第6条 食卓料は朝、昼が1,000円、夕食は1,500円以内とし、夕食は行動終了が午後7時を過ぎた場合とする。

第7条 会長は事情により、旅費の一部もしくは全部を支給しないことができる。

第8条 旅費取り扱い上特別の事情により、この規程によることができない場合は理事会の承認を経て、会長がこれを決定する。

第9条 この規程の改廃は理事会の決議によらなければならない。

付 則

1 この規程は平成6年4月27日から施行する。

2 この規程は平成15年8月20日に一部改定する。

3 この規程は平成15年9月1日から施行する。

4 この規程は平成17年5月18日に一部改定する。

5 この規程は平成17年6月1日から施行する。

6 この規程は平成18年3月11日に一部改定する。

7 この規程は平成18年4月1日から施行する。

8 この規程は、平成25年3月13日に一部改定する。

9 この規程は、平成25年4月1日から施行する。